判例紹介

# 宗教法判例のうごき〔平成23年・公法〕

田近　　肇（文献委員・岡山大学）

今回、本欄の対象となるのは、平成23年１月から12月までの間に出された判決・決定である。しかしながら、この期間に出された宗教法（公法）に関する判決・決定で、何らかの判例集・判例データベースに掲載されたものは、実はほとんどない。そこで、今回は、マス・メディアで報道されたところに基づき簡潔な紹介をするにとどめる。

## １、憲　法

### （１）靖国神社霊璽簿訴訟

まず、本誌30号の本欄で紹介した靖国神社霊璽簿訴訟（大阪訴訟）（大阪高裁平成22年12月21日判決（判時2104号48頁））に関し、上告・上告受理申立てに対する最高裁決定が出されている。本件は、控訴審判決後、あくまでも「敬愛追慕の情を基軸とする人格権」の主張にこだわった原告８名に関わるものと、被侵害利益を宗教的人格権及び信教の自由に改めた西山俊彦・カトリック神父に関するもの[1]とに分かれたが、いずれも、上告を棄却し、上告受理申立ても認めない旨の決定がなされている（ともに、最高裁第二小法廷平成23年11月30日決定（判例集未登載））[2]。

また、これも本誌30号の本欄で紹介した靖国神社霊璽簿訴訟（沖縄訴訟）（那覇地裁平成22年10月26日判決（判例集未登載））について、控訴審判決が出されている。福岡高裁那覇支部平成23年９月６日判決（判例集未登載）は、原告が「合祀を受け入れがたいことは理解し得る」としつつも、「神社の教義や宗教的行為は、他者に対する強制や不利益の付与がない限り、信教の自由として保障される」として、「法的救済を求めるほどの権利侵害があったとはいえ

ない」と判示した[3)]。おそらく、原審と同様に、殉職自衛官合祀拒否事件最高裁判決（最高裁大法廷昭和63年６月１日判決（民集42巻５号277頁））の枠組みに従った判断がなされたのであろう。なお、本件は、その後、上告がなされたようである[4)]。

さらに、事案の詳細が明らかではないが、戦時中に軍人・軍属として徴用され靖国神社に合祀された韓国人の遺族らが、国に合祀の取りやめと損害賠償を求めた訴訟で、最高裁は、韓国人遺族側の上告を退ける決定をしている（最高裁第二小法廷平成23年11月30日決定（判例集未登載））[5)]。

最後に、この訴訟とは別の訴訟で、同様に戦時中に軍人・軍属として徴用され靖国神社に合祀された韓国人及びその遺族ら10人が靖国神社と国に合祀の取り消しなどを求めたものがあり、東京地裁平成23年７月21日判決（判例集未登載）は、原告の訴えを斥けている[6)]。

### （２）宗教団体の自律権と司法権

僧侶の妻帯が曹洞宗の教えに反するとして、ある僧侶が永平寺に対し、僧侶の教育を改めるよう求めた訴訟について、福井地裁平成23年９月22日判決（判例集未登載）は、訴えを却下した[7)]。僧侶の妻帯が許されるべきか否かというのは、まさしく宗教の教義にかかわる問題として、宗教団体の自律的な決定に委ねられるべき問題のはずであり、そのような問題について当の宗教者が司法――世俗国家の権力――による解決を求めたということに、驚きを禁じえない。

## ２、税　法

税法の分野では、朝鮮人追悼碑課税訴訟（津地裁平成23年12月１日判決（判例集未登載））がある。本件は、戦時中の強制労働で死亡した朝鮮人に関して「紀州鉱山の真実を明らかにする会」[8)]が土地を購入して追悼碑を建立したところ、その土地の取得が同会会員の個人名義でなされたことから、三重県及び熊野市から不動産取得税及び固定資産税を課されたため、その取消を求める訴えが提起された事例のようである[9)]。

原告側は「土地は強制労働させられた朝鮮人を追悼するもので公共性がある」と主張していたようであるが、津地裁は、当該追悼碑の土地は、地方税法第73条の４及び第348条で不動産取得税及び固定資産税が非課税とされる不動産には該当せず、熊野市税条例（平成17年11月１日条例第60号）上、固定資産税の減免の対象となる「公益のために直接専用する固定資産」（第71条２号）にも当たらないと判断して、原告の訴えを斥けた[10]。

## ３、その他

### （１）オウム真理教に関するもの

オウム真理教事件に関するものとして、最高裁第三小法廷平成23年２月15日判決（判例集未登載[11]）、最高裁第二小法廷平成23年11月18日判決（判例集未登載[12]）、最高裁第一小法廷平成23年11月21日判決（判例集未登載[13]）があり、それぞれ、土谷正実被告、中川智正被告及び遠藤誠一被告についていずれも控訴審で言い渡されていた死刑の判決を支持した。

また、オウム真理教の分派「ケロヨンクラブ」の信者暴行死事件について、東京地裁平成23年６月13日判決（判例集未登載）は、同団体のリーダーに対し、傷害致死罪で懲役８年の判決を言い渡している[14]。

### （２）その他

その他、興味深い事例として、ユダヤ教学生覚醒剤密輸事件（千葉地裁平成23年８月29日判決（判例集未登載））がある。本件は、イスラエル国籍の男子学生が他人に頼まれオランダから覚醒剤等を密輸しようとしたとして覚醒剤取締法違反等の罪に問われた事例である。千葉地裁は、被告はユダヤ教の「サトマール派」信徒で、テレビやインターネットがほとんどないイスラエルの地方で生活しており、「被告の所属するコミュニティーが、世俗社会とは異なる特殊で閉鎖性が強い環境にある」ことから、被告には違法薬物の知識が乏しかったと指摘して、無罪の判決を言い渡した[15]。

注

1）http://peace-appeal.fr.peter.t.nishiyama.catholic.ne.jp/index.html を参照。

2）朝日新聞平成23年12月３日朝刊37面。

3）朝日新聞平成23年９月７日朝刊34面。

4）朝日新聞平成23年９月17日朝刊33面。

5）朝日新聞平成23年12月２日朝刊37面。なお、この決定は、本誌29号の本欄で紹介した東京高裁平成21年10月29日判決（判例集未登載）の上告にかかわるものと推測される。

6）朝日新聞平成23年７月22日朝刊39面。

7）朝日新聞平成23年９月23日朝刊33面。

8）同会については、http://kisyukouzan-lj-hp.web.infoseek.co.jp/ を参照。

9）朝日新聞平成23年３月10日朝刊（三重全県）27面。

10）朝日新聞平成23年12月２日朝刊（三重全県）31面。

11）裁判所 HP（http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110613094903.pdf）を参照。

12）裁判所 HP（http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120112114447.pdf）を参照。

13）裁判所 HP（http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120112134752.pdf）を参照。

14）朝日新聞平成23年６月14日朝刊37面。

15）朝日新聞平成23年８月30日朝刊37面。